

3 加古川市生活援助型訪問サービス サービスコード表(令和6年4月1日～令和6年5月31日まで)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1131	訪問型独自サービス/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合(※1月に4回を超える場合)	894単位	894	1月につき	
A2	1231	訪問型独自サービス/312	(2)1週に2回程度の場合(※1月に8回を超える場合)	1,783単位	1,783		
A2	1341	訪問型独自サービス/313	(3)1週に2回を超える程度の場合(※1月に12回を超える場合)	2,828単位	2,828		
A2	2431	訪問型独自サービス/321	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(※月当たり上限2,828単位)	218単位	218	1回につき	
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	
A2	C236	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/321	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算		1月につき